

# 災害廃棄物処理方針

## 八 戸 市

策定 平成 23 年 8 月 31 日

改定 平成 24 年 1 月 16 日

平成 24 年 5 月 10 日

平成 25 年 3 月 11 日

平成 25 年 4 月 19 日



## 目次

1 策定の主旨	1
2 処理主体	1
3 対象区域及び対象物	1
4 処理期間	1
5 発生量の見込み	1
6 災害廃棄物の収集運搬・仮置場設置の経緯	2
7 災害廃棄物の分類	4
7-1 災害廃棄物の定義	4
7-2 災害廃棄物の分類	4
8 被災建物等の解体・撤去	6
8-1 解体・撤去作業	6
8-2 解体・撤去現場から仮置場までの運搬	7
9 処理方法	8
9-1 仮置場における適切な管理	8
9-2 仮置場から中間処理及び最終処分場への運搬	9
9-3 中間処理（破碎・焼却等）及び再生利用	9
9-4 処理施設	11
10 仮置場の現状復旧計画	12
10-1 仮置場の閉鎖方針	12
10-2 土壌汚染調査	12
10-3 廃棄物が混同した土砂等の撤去	12
11 スケジュール	13

## 1 策定の主旨

東日本大震災により本市においても大量の災害廃棄物が発生しており、被災地の一日も早い復興に向け、その処理が大きな課題となっている。

本市では、これまで市内 5 箇所の仮置場を設置するとともに災害廃棄物の自己搬入にともなう処分手数料の減免措置を講じるなど、生活環境から災害廃棄物を速やかに撤去する体制を整えてきたところである。

こうした中、災害廃棄物の仮置場への搬入が進み、これからは収集した災害廃棄物の処理について本格的な取組が求められてきている。

そこで、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を促進するため、処理推進体制、再生利用や最終処分等災害廃棄物の具体的な処理方法、計画的に処理を進めるためのスケジュールなどについて取りまとめることを目的として、本計画を策定した。

本計画を基本としつつ、仮置場や廃棄物処理施設の実情を踏まえながら、可能な限り再生利用を図った上で、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の推進を図っていく。

## 2 処理主体

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で生じた災害廃棄物の処理は、環境省の「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（平成 23 年 5 月 16 日付 以下「環境省指針」という。）に基づき、本市が実施する。

## 3 対象区域及び対象物

東日本大震災及びそれに伴う津波被害により発生した市内の災害廃棄物（被災した自動車及び船舶を含む。）の処理に適用する。ただし、国・県が管理する土地や家屋、大企業が所有する土地や家屋などを除く。

## 4 処理期間

被災地復興と環境への配慮について整合性を図りながら、災害廃棄物を迅速に仮置場に運搬し、概ね 2 年以内に処理を終了することを目標とする。

## 5 発生量の見込み

平成 25 年 3 月 27 日で災害廃棄物の処分が完了し、発生量は約 15.8 万 t となった。平成 23 年度では約 6.8 万 t の災害廃棄物の処理が完了、平成 24 年度では約 9 万 t の処理を完了した。平成 25 年度は、使用した仮置場を地権者に返還するための原状回復、資材撤去、それにより発生する土砂等（2.2 万 t 程度）の処分を行うこととする。

別紙 1 に災害廃棄物の発生量の内訳を示す。

## 6 災害廃棄物の収集運搬・仮置場設置の経緯

東日本大震災発生後、本市が行った災害廃棄物の収集運搬、仮置場設置などの経緯を以下に示す。

### 平成22年度

- 平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震発生(東日本大震災 14時46分)
- 平成23年3月18日～ 1つ目の仮置場(東部終末処理場)運用開始
- 平成23年3月19日～ 津波被災地区の一般家庭の災害廃棄物の戸別収集開始(仮置場へ搬入)
- 平成23年3月22日～ 2つ目の仮置場(水産加工団地運動場)運用開始
- 平成23年3月25日～ 3つ目の仮置場(旧食肉処理場跡地)運用開始
- 平成23年3月26日～ 4つ目の仮置場(ポートアイランド県有地)運用開始
- 平成23年3月26日～ 事業所災害廃棄物の自己搬入受入開始
- 平成23年3月27日～ 土砂・泥仮置場(1箇所)での事業所の土砂・泥の自己搬入受入開始

### 平成23年度

- 平成23年4月4日～ 事業所災害廃棄物の収集開始
- 平成23年4月18日～ 飼料処分開始(佐々木総業・サイクルファーム・青森RER・八戸セメント)
- 平成23年4月19日～ 仮置場の金属類の処分を開始(東北東京鐵鋼)
- 平成23年5月9日～ 飼料の仮置場(松館地区民有地)運用開始
- 平成23年5月12日～ 飼料処分開始(奥羽クリーンテクノロジー)
- 平成23年5月17日～ 被災建物等解体工事開始
- 平成23年5月23日～ 仮置場における可燃物等の分別作業を開始
- 平成23年6月30日 旧食肉処理場跡地仮置場への搬入終了
- 平成23年7月7日 災害廃棄物の巡回収集終了。以降、問い合わせに対して対応していくこととした。
- 平成23年5月18日～ タイヤ処分の開始(八戸セメント・東北東京鐵鋼)
- 平成23年6月29日～ 消火器処分開始(東北東京鐵鋼)
- 平成23年7月5日～ 肥料処分開始(さかえ農事)
- 平成23年7月19日～ 断熱材処分開始(環境技術)
- 平成23年8月12日～ 石綿処分開始(東京鐵鋼)
- 平成23年8月17日～ 可燃混合物処分開始(奥羽クリーンテクノロジー)
- 平成23年8月22日～ 魚網処分開始(環境技術)
- 平成23年9月20日～ 巻取り(ロール紙)処分開始(北日本産業)
- 平成23年9月27日～ 非鉄くず処分開始(滝尻商店)

平成 23 年 9 月 30 日	仮置場における自己搬入受付を終了。以降はすべて清掃事務所 経由で対応することとした。
平成 23 年 9 月 30 日	民有地である松館仮置場を閉鎖
平成 23 年 10 月 3 日～	コンクリートガラ、アスファルトガラ処分開始（前田道路）
平成 23 年 10 月 15 日～	津波堆積物選別作業開始（庄司興業所）
平成 23 年 10 月 23 日～	木くず処分開始（東北東京鐵鋼） 澱粉処分開始（さかえ農事）
平成 23 年 11 月 15 日～	紙くず処分開始（環境技術）
平成 23 年 12 月 12 日～	角材・丸太処分開始（さかえ農事）
平成 24 年 1 月 20 日～	津波堆積物（再利用不可）処分開始（青森クリーン）
平成 24 年 3 月 31 日	災害廃棄物の受入・収集運搬の受付を終了し、以降は処分のみ を行うこととした。

#### 平成 24 年度

平成 24 年 4 月 2 日～	津波堆積物選別業務開始（庄司興業所）
平成 24 年 5 月 16 日～	可燃混合物処分開始（奥羽クリーンテクノロジー）
平成 24 年 5 月 16 日～	カオリン処分開始（八戸セメント）
平成 24 年 6 月 4 日～	津波堆積物選別業務開始（小沢土木）
平成 24 年 7 月 9 日～	角材・丸太処分開始（曾我産業）
平成 24 年 7 月 17 日～	津波堆積物処分開始（国土交通省所管工事）
平成 24 年 7 月 19 日～	漁網処分開始（奥羽クリーンテクノロジー）
平成 24 年 7 月 20 日～	カオリン処分開始（環境技術）
平成 24 年 8 月 1 日～	木くず処分開始（東北東京鐵鋼）
平成 24 年 8 月 1 日～	塩の処分開始（MTR）
平成 24 年 8 月 2 日～	スタyroフォーム処分開始（東北東京鐵鋼）
平成 24 年 8 月 6 日～	タイヤ・ゴム処分開始（東京鐵鋼）
平成 24 年 8 月 27 日～	金属くず処分開始（滝尻商店）
平成 24 年 9 月 6 日～	コンガラ処分開始（前田道路）
平成 24 年 9 月 20 日～	塩処分開始（東北東ソー化学）
平成 24 年 10 月 4 日～	津波堆積物（選別不可）処分開始（ウィズウェイストジャパン）
平成 24 年 11 月 6 日～	石綿処分開始（東京鐵鋼）
平成 24 年 11 月 7 日～	紙くず処分開始（奥羽クリーンテクノロジー）
平成 24 年 11 月 26 日～	自動車処分開始（滝尻商店）
平成 24 年 12 月 14 日～	その他粉末処分開始（八戸セメント）
平成 24 年 12 月 19 日～	木くず処分開始（奥羽クリーンテクノロジー）
平成 25 年 2 月 22 日～	仮置場撤去に伴う土砂の処分開始（ウィズウェイストジャパン）
平成 25 年 3 月 27 日～	災害廃棄物の処分完了。以後は仮置場現状復旧を行う。

## 7 災害廃棄物の分類

### 7-1 災害廃棄物の定義

災害廃棄物とは、生活環境の保全上支障があり、処理することが特に必要と認められる廃棄物であり、概ね、次のようなものが考えられる。(平成 19 年 4 月 2 日付け環廃対発第 070402002 号を参照)

- ① 津波による市街地、農地等への漂着物、流出物等
- ② 津波・地震等により全壊した家屋
- ③ 津波・地震により汚損・損壊した家財等
- ④ 津波・地震により汚損・損壊して生じた事業系廃棄物
- ⑤ 所有者が特定でき、津波・地震等により全壊、大規模半壊及び半壊した家屋の解体に伴い発生したがいれき類
- ⑥ 所有者が特定でき、津波により汚損・損壊した自動車及び船舶
- ⑦ 津波・地震による全壊した事業所・工場
- ⑧ 所有者が特定でき、津波・地震等により全壊、大規模半壊及び半壊した中小事業者（中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業）の事業所・工場の解体に伴い発生したがいれき類

### 7-2 災害廃棄物の分類

本市における災害廃棄物については、仮置場における搬入状況や解体廃棄物の発生等をふまえ、概ね表 1 に示す分類で整理する。

表 1 災害廃棄物の分類

種類	主な品目
可燃物	<ul style="list-style-type: none"><li>・木くず（木造家屋、流木等）</li><li>・廃プラスチック類</li><li>・廃タイヤ</li><li>・可燃性粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）</li><li>・その他（紙製品、布製品、衣類等）</li><li>・これらの混合物</li></ul>
不燃物	<ul style="list-style-type: none"><li>・がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）</li><li>・ガラス・陶磁器くず</li><li>・金属くず（鉄・非鉄金属等）</li><li>・不燃性粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）</li></ul>
特定業種品目 （中小企業）	<ul style="list-style-type: none"><li>・飼料</li><li>・肥料</li><li>・漁網</li><li>・瓶詰め、缶詰</li><li>・塩</li></ul>
企業関係品目 （大企業）	<ul style="list-style-type: none"><li>・カオリン</li><li>・がれき</li><li>・石炭</li></ul>

種類	主な品目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂 等</li> </ul>
特定品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電製品 (特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定されるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機とそれ以外の電化製品全般)</li> <li>・自動車</li> <li>・船舶</li> <li>・有害廃棄物 (ガソリン、軽油、灯油、重油等の鉱物油、ガスボンベ、廃石綿(飛散性及びその疑いのあるもの)、廃石綿(非飛散性及びその疑いのあるもの)、フロンガス封入機器、PCB含有及びその疑いのある機器(トランス、コンデンサー等)、消火器、バッテリー、薬品、感染性廃棄物等)</li> <li>・廃棄物が混入した土砂(泥状のものを含む)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合ごみ</li> </ul>

## 8 被災建物等の解体・撤去

大震災によって被災した生活環境の保全上支障があり、解体を行うことが必要と認められる建物等については、「八戸市被災建物等解体・運搬支援事業」に基づき所有者からの申し出により、市が被災者に代わって解体・運搬する事業等を行う。また、被災者自らが解体事業者に依頼して既に解体した建物については、その解体費用の支援を行う事業を行う。

これらの被災建物等の解体・撤去及び仮置場への運搬方法は次のとおりとする。

### 8-1 解体・撤去作業

- ア 撤去の計画に基づき、解体・撤去を実施する。
- イ 家屋の解体・撤去作業着手前に、所有者等の立会いを求める。
- ウ 解体・撤去作業着手前、完了後及び作業状況について写真撮影を行う。
- エ 解体・撤去現場には、養生シートの設置及び誘導員を配置する等、作業中の周辺の安全や交通渋滞緩和に注意を払う。
- オ 作業中に生じた疑義は、所有者等の意思等を参考に市が判断し、解体事業者に指示する。
- カ 貴重品・思い出の品等については、解体・撤去作業着手前に所有者が事前確認することとし、所有者の責任により回収を行う。
- キ 貴重品、思い出の品を発見した場合、発見した場所等がわかるように写真撮影等の記録を行った後、紛失に留意しつつ、保管しておく。
- ク 家屋の解体にあたって、建材等に石綿が使用されている場合または使用されていることが疑わしい場合は、労働安全衛生法や大気汚染防止法等の関係法令に則り、作業員の安全や解体周辺地の環境保全を確保し、石綿の飛散防止を徹底する。
- ケ 作業に従事する場合は、石綿の飛散防止や粉じん対策に十分注意を払うとともに、作業員には、安全靴、手袋、ヘルメット、マスク、ゴーグル等を着用させ、身の安全を確保させる。
- コ 作業の際は、今後の復興作業に支障が生じないよう、境界石、コンクリート杭、金属鈹等の境界標識の保存に配慮する。
- サ ミンチ解体は行わない。また、可能な限り現場での分別を徹底する。主な分別の区分は表 2 のとおりとする。
- シ 撤去・運搬車両への積み込みの際は、日常生活から発生する生活系廃棄物が混入しないように留意する。

表 2 災害廃棄物の分類

種類	主な品目
可燃物	・ 木くず（木造家屋） ・ 廃プラスチック類 ・ 廃タイヤ

種類	主な品目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃性粗大ごみ（家具、絨毯、畳等）</li> <li>その他（紙製品、布製品、衣類等）</li> </ul>
不燃物	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）</li> <li>ガラス・陶磁器くず</li> <li>金属くず（鉄・非鉄金属等）</li> <li>不燃性粗大ごみ（自転車、石油ストーブ等）</li> </ul>
特定品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品 （特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定されるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機とそれ以外の電化製品全般）</li> <li>自動車</li> <li>船舶</li> <li>有害廃棄物 （ガソリン、軽油、灯油、重油等の鉱物油、ガスボンベ、廃石綿（飛散性及びその疑いのあるもの）、廃石綿（非飛散性及びその疑いのあるもの）、フロンガス封入機器、PCB含有及びその疑いのある機器（トランス、コンデンサー等）、消火器、バッテリー、薬品、感染性廃棄物等）</li> <li>廃棄物が混入した土砂（泥状のものを含む）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>混合ごみ</li> <li>仮置場の原状回復に伴い発生する瀝き取り表土等</li> </ul>

## 8-2 解体・撤去現場から仮置場までの運搬

- ア 運搬車両には、市が交付する解体支援事業の運搬車両であることを証明する証書を表示する。
- イ 運搬車両は、荷台をブルーシートで覆う等、廃棄物が飛散流出しないよう防止対策を行う。
- ウ 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じる。
- エ 廃石綿（飛散性及びその疑いのあるもの）は二重に梱包した上で、他の物と混合するおそれのないよう区別し、運搬する。
- オ 中身が不明なドラム缶等を発見した場合は、不用意に開栓せず、転倒による漏えい等に注意して運搬する。
- カ PCBの含有が否定できないトランス、コンデンサーを積み込む際には、機器の破損状態や油の漏れの有無を確認する。それらが確認された場合には、市の担当者を通じ八戸保健所に連絡し、油の漏えい防止策や仮置場への運搬方法等の指示を受ける。油の漏えいが認められるものの、保健所の指示がすぐ受けられないような場合には、当該機器全体をビニールシートで覆う等の措置を講じる。なお、作業を行う場合には、厚手のビニール手袋等を使用し、素手で触れないように注意する。
- キ 搬入先は、本市が設置した仮置場とする。
- ク 仮置場への搬入時に、積み込み場所、運搬車両の積載量（体積）、積載物の種類、搬出先を記録用紙に記録する。

## 9 処理方法

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他関係法令に基づき、国の各種通知を踏まえ、次の手順により行う。

### 【処理手順】

- ア 仮置場において災害廃棄物の適切な管理を行う。
- イ 可能な限り再生利用を行う。
- ウ 中間処理（破砕・焼却等）による処理を行う。
- エ 最終処分場における処分を行う。

### 9-1 仮置場における適切な管理

#### (1) 施設

本市の仮置場の概要を表 3 に示す。仮置場には次の施設、区域を設置する。

- ア 現場事務所
- イ 分別用ヤード
- ウ 廃棄物保管場所

また、必要に応じて施設周囲を囲い、施錠できる門扉を設置する。

表 3 仮置場の概要

	名称	住所	受入対象	地権者
1	旧食肉処理場跡地	大字河原木字浜名谷地 7-237, 八太郎 6-76-240	土砂のみ	八戸市
2	東部終末処理場	江陽 3 丁目 1-111	災害ごみ(土砂含む)	八戸市
3	水産加工団地運動場	大字市川町字下中平沖 8-10	土砂以外の災害ごみ	八戸市
4	ポートアイランド(県有地)	豊洲 3-6, 3-7	災害ごみ(土砂含む)	青森県
5	松館(民有地)※	大字松館字水野平 17-1,21	災害ごみ(飼・肥料)	民間

※ 受入廃棄物の処分完了に伴い平成 23 年 9 月 30 日閉鎖

#### (2) 管理・運営

- ア 災害廃棄物の保管場所である旨の表示を行う。
- イ 受け入れ時間内は管理人を常駐させ、無秩序な荷下ろしや不法投棄等を防止する。
- ウ 災害廃棄物搬入の際は、搬入物等を記載した記録用紙を用いて確認し、保管する。
- エ 住民が直接搬入する場合には、荷台を実際に確認し、発生場所、搬入物、積載量を確認し、記録する。
- オ 廃棄物等からの汚濁水の発生が懸念される場合、遮水シート等の設置により汚濁水の地下浸透を防止する。

- カ 必要に応じて飛散防止ネットの設置や散水による飛散防止を行う。
- キ 消石灰等による消毒及び消臭剤の散布等による悪臭対策を行う。
- ク 消火器や防火用水の他に、必要に応じて土砂と重機も備えておく。
- ケ 中身が不明なドラム缶については、ある程度の数がまとまった段階で、消防署の助言や立ち会いを求め、適切に処分する。
- コ 災害廃棄物の分別を十分に行う。
- サ 石綿スレート等の石綿含有廃棄物については、「廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」（平成23年3月19日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）に基づき、分別の上、飛散防止措置をとる。中間処理としての破碎は行わず、熔融処理後再利用する。
- シ PCB含有廃棄物については、他の廃棄物と一緒に取り扱わず分別し、保管は屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所の確保ができない場合は、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う（底面を含む）など、風雨にさらされず、PCB廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な漏洩防止措置を講じる。
- ス 平成25年度以降は現状復旧が終了次第閉鎖、地権者へ返還していく。

## 9-2 仮置場から中間処理及び最終処分場への運搬

仮置場から中間処理及び最終処分場までの運搬については、以下のとおりとする。

- ア 運搬車両への積み込み後、積み込み場所、運搬車両の積載量（体積）、積載物の種類、搬出先、搬出時刻を記録し、記録用紙とともに搬出する。
- イ 車両には、災害廃棄物運搬車両及び委託業者名の表示をする。
- ウ 搬入時には、本市で発行する搬入許可証を車両の見やすい場所に掲示する。
- エ 運搬車両は、荷台をブルーシートで覆う等、廃棄物が飛散流出しないよう防止対策を行う。
- オ 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じる。
- カ 廃石綿（飛散性及びその疑いのあるもの）は二重に梱包もしくは密閉容器に封入した上で、他の物と混合するおそれのないよう区別し、運搬する。

## 9-3 中間処理(破碎・焼却等)及び再生利用

可能な限り廃棄物の減量化と再生利用を進めるため、災害廃棄物の性状に応じて破碎・焼却等の中間処理を行う。(図1に示す処理フローを基本とする。)

### (1)可燃物

- ・ 紙製品、布製品、衣類等や可燃物が混合した状態の廃棄物は、焼却処理を行う。
- ・ 焼却処理後の残さは、埋立処分する。

## (2) 木くず

- ・ 木くずは、再生利用を図るため、破碎、チップ化し、還元剤及び堆肥化する。

## (3) タイヤ

- ・ タイヤは、セメント原・燃料や還元剤などの再生利用を図る。(還元剤の最終形：路盤材)
- ・ セメント原・燃料利用するタイヤは、セメント工場に運搬し、再生利用する。
- ・ セメント原・燃料利用しないタイヤは、破碎後、金属を取り除き、炭化炉において熱分解を行い還元剤とする。金属類は製鋼原料等に再生利用する。

## (4) 畳

- ・ 畳は、焼却処理を行う。
- ・ 焼却処理後の残さは、再資源化または埋立処分する。

## (5) 不燃物類

- ・ 破碎が可能な不燃物類は、破碎選別を行い、可燃物、不燃物、金属類、プラ類等に選別する。
- ・ 選別後の可燃、不燃物は、それぞれの性状に応じたフローに沿って処分する。
- ・ プラ類は炭化炉において熱分解を行い還元剤とする。また、金属類は製鋼原料等に再生利用する。

## (6) がれき類

- ・ がれき類はコンクリート殻、アスファルト等毎に破碎を行い、建設資材等に再生利用する。

## (7) 金属類

- ・ 金属類は、製鋼原料等に再生利用する。

## (8) 肥料

- ・ 肥料は、堆肥化施設において堆肥化する。

## (9) 飼料

- ・ 飼料は、堆肥化施設において堆肥化するほか、堆肥として利用が見込めないものは、焼却施設もしくは溶融施設で処理する。

## (10) 漁網

- ・ 漁網は、焼却処理を行う。
- ・ 焼却処理後の残さは、リサイクルする。

## (11) 瓶詰め・缶詰

- ・ 瓶詰め、缶詰は、容器と内容物に分けた後、容器（ガラス、金属類）は破碎選別を行う。選別後のガラスは埋立処分、金属類は再生利用する。
- ・ 内容物は、堆肥化施設において堆肥化するほか、堆肥として利用が見込めないものは、焼却処理する。

(12)塩

- ・ 原料として売払いする他、脱塩処理等を行う。

(13)家電

- ・ 家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。（家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施）
- ・ リサイクルが見込めないもの、家電リサイクル法対象品目以外の家電は、破碎選別後、金属類は製鋼原料等に再生利用する。

(14)有害廃棄物（危険物、PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物等）

- ・ 他の廃棄物と区別し、危険物または特別管理廃棄物としての取扱いを行い、各々の性状に応じた処分を行う。

(15)津波堆積物

- ・ 津波堆積物は、廃棄物との選別を行った後、再利用を検討、廃棄物は各々の廃棄物の性状に応じた処分を行う。

(16)仮置場撤去に伴うすき取りの土砂等

- ・ 廃棄物が混入しているため、再生利用または埋立処分を行う。

## 9-4 処理施設

(1)中間処理施設

- ・ 災害廃棄物の中間処理及び再生利用は、八戸地域広域市町村圏事務組合の八戸清掃工場、八戸リサイクルプラザで焼却処理または破碎選別処理を行うほか、法第 8 条の許可を受けた一般廃棄物処理施設等において行う。
- ・ 産業廃棄物処理施設における処理は、法第 15 条の 2 の 5 の届出が行われた施設において行う。
- ・ 民間施設は、市内もしくは県内の施設で優先的に処理を行う。

(2)最終処分

- ・ 中間処理後の残さや中間処理が困難な災害廃棄物は、八戸市天狗沢最終処分場のほか、法第 8 条の許可を受けた一般廃棄物最終処分場において埋立処分する。
- ・ 産業廃棄物（管理型）最終処分場における処分は、法第 15 条の 2 の 5 の届出が行われた施設において行う。
- ・ 民間施設は、市内もしくは県内の施設で優先的に処理を行う。

## **10 仮置場の原状復旧計画**

### **10-1 仮置場の閉鎖方針**

- ・ 搬出入が終了した仮置場については、周辺環境に影響がないか測定等を行い確認するほか、廃棄物が混同した土砂等の撤去を行い、貸借する前の状況に復旧して地権者に返還することを基本とする。

詳細な閉鎖対策については、地権者との協議のもと、将来的な土地利用、スケジュールを考慮した上で検討していくものとする。

### **10-2 土壌汚染調査**

- ・ 土壌汚染調査は、災害廃棄物による土壌汚染があるかを確認するために実施する。調査方法は土壌汚染対策法に準じた方法とし、特定有害物質等による影響があるか調査する。

### **10-3 廃棄物が混同した土砂等の撤去**

- ・ 仮置場として使用する際に敷設した砕石等や廃棄物が混同した土砂を撤去する。撤去後は土地の状況に合わせて埋め戻しする。

撤去した土砂等は再生利用を基本とし、土砂等の性状や再生利用可能量などにより埋立処分する。

#### スケジュール

地域特性や処理施設の能力や効率性等をふまえ、以下の期間内を目途として処理を進める。

#### 【仮置場への搬入】

- ・平成23年9月末までを目途（ただし必要に応じ受入を継続）。

※平成24年3月31日をもって受入・収集は全て終了。

#### 【処理の完了】

- ・仮置場撤去を除き平成25年3月27日で災害廃棄物の処分は完了した。
- ・平成25年度に仮置場の原状回復を完了し、災害廃棄物処理事業を終了する予定。



## 別紙1

## 東日本大震災に係る災害廃棄物量一覧

平成25年3月末現在、廃棄物処理は完了し、仮置場撤去作業を行うこととしている。

平成25年3月末現在

	品目	処分済み(t) (22年度分)	処分済み(t) (23年度分)	処分済み(t) (24年度分)	処分量計 (22~24年度合 計量)	処分率 (%)	処分済みのうちの リサイクルについて		総量
							リサイクル量合計		
							リサイクル量 (t)	リサイクル率 (%)	
可燃物系	飼料		12,563.16		12,563.16	100.0%	10,124.01	80.6%	12,563.16
	可燃混合物	481.72	12,786.25	5,282.61	18,550.58	100.0%	364.93	2.0%	18,550.58
	タイヤ		144.61	188.65	333.26	100.0%	246.16	73.9%	333.26
	角材・丸太		1,009.99	447.64	1,457.63	100.0%	1,446.85	99.3%	1,457.63
	木くず		1,904.46	3,130.92	5,035.38	100.0%	1,510.71	30.0%	5,035.38
	魚網・ロープ		113.28	289.14	402.42	100.0%	28.32	7.0%	402.42
	断熱材		32.16	61.11	93.27	100.0%	31.87	34.2%	93.27
	ロール紙		2,314.63		2,314.63	100.0%	2,314.63	100.0%	2,314.63
	紙くず		1,479.32	8,163.55	9,642.87	100.0%	269.03	2.8%	9,642.87
	可燃物系合計	481.72	32,347.86	17,563.62	50,393.20	100.0%	16,336.52	32.4%	50,393.20
不燃物系	不燃(リプラ)	86.88	428.20	3.19	518.27	100.0%	165.52	31.9%	518.27
	不燃(天狗沢)	116.24	3,145.78	284.84	3,546.86	100.0%	0.00	0.0%	3,546.86
	コンクリートガラ		7,971.37	3,121.11	11,092.48	100.0%	11,092.48	100.0%	11,092.48
	アスファルトガラ		391.28		391.28	100.0%	391.28		391.28
	石綿		419.29	11.19	430.48	100.0%	430.48	100.0%	430.48
	非鉄		160.20		160.20	100.0%	160.20	100.0%	160.20
	消火器・ポンベ		15.11	0.84	15.95	100.0%	15.11	94.7%	15.95
	金属くず		1,633.27	161.22	1,794.49	100.0%	1,794.49	100.0%	1,794.49
	リサイクル家電		10.00		10.00	100.0%	7.90	79.0%	10.00
	電池		0.14		0.14	100.0%	0.14	100.0%	0.14
	不燃物系合計	203.12	14,174.64	3,582.39	17,960.15	100.0%	14,057.60	78.3%	17,960.15
津波堆積物・その他	肥料		1,764.85		1,764.85	100.0%	1,764.85	100.0%	1,764.85
	津波堆積物		5,331.52	23,362.15	28,693.67	100.0%	28,693.67	100.0%	28,693.67
	津波堆積物(選別不可)		11,433.37	13,277.06	24,710.43	100.0%	0.00	0.0%	24,710.43
	塩		155.24	208.18	363.42	100.0%	176.19	48.5%	363.42
	飲料		4.29		4.29	100.0%	4.29	100.0%	4.29
	カオリン		0.00	30,838.19	30,838.19	100.0%	30,838.19	100.0%	30,838.19
	その他(粉末状)		0.00	241.01	241.01	100.0%	241.01	100.0%	241.01
	澱粉		2,658.47		2,658.47	100.0%	2,658.47	100.0%	2,658.47
	自動車・廃船		0.00	62.78	62.78	100.0%	62.78	100.0%	62.78
津波堆積物・その他合計	0.00	21,347.74	67,989.37	89,337.11	100.0%	64,439.45	72.1%	89,337.11	
合計	684.84	67,870.24	89,135.38	157,690.46	100.0%	94,833.57	60.1%	157,690.46	

仮置場撤去関係(H24年度・平成25年度に実施)

仮置場撤去に伴う土等	仮置場数量	処分済み(t) (24年度分)	処分済み(t) (25年度分)	処分量計	処分率	処分済みのうちの リサイクルについて		総量
						リサイクル量	リサイクル率	
	17,000.00	0.00	5,891.86	5,891.86	25.7%	0.00	0.0%	22,891.86

図-1 災害廃棄物の処理フロー

